

掲示期間 7.1-7.10

新潟市告示第439号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、新潟市万代市民会館使用料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年7月1日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 二幸産業株式会社 新潟支社

所在地 新潟県長岡市坂之上町3丁目2番地3

2 徴収事務を行わせる歳入

新潟市万代市民会館使用料

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年6月11日

4 徴収事務を委託した日

令和7年6月11日

5 徴収事務を行わせる期間

令和7年7月1日から令和10年6月30日まで